

愛知県における環境影響評価制度のあり方について (中間とりまとめ) (案) の骨子

はじめに

平成23年4月に環境影響評価法が改正されたことなどを踏まえ、同年7月に知事から「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」愛知県環境審議会に諮問がなされ、同審議会総合政策部会においてその審議を行ってきたが、これまでの審議の経過を「中間とりまとめ」として公表することとした。

愛知県における環境影響評価制度のあり方

① 配慮書手続

事業のより早期の段階で環境に配慮した計画を立案するため、事業者が、個別事業の位置、規模や、施設の配置、構造等の検討段階において、原則として複数案を設定し、設定された複数案ごとに計画段階配慮事項について調査、予測及び評価を行い、配慮書を作成する手続を導入することが適当である。

② 方法書の周知方法(要約書の作成・説明会の開催)

分量が多く、専門的な内容となった方法書への理解の促進を図るため、要約書の作成や、説明会の開催を義務付けることが適当である。

③ 電子縦覧

閲覧する者の負担を軽減するため、インターネットを利用した方法書・準備書・評価書・事後調査報告書の公表を義務付けることが適当である。

④ 事後調査

条例における事後調査手続に係る制度については、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当である。

⑤ 条例の対象事業

今後、増加することが予想され、また、低周波音等の問題が生じている状況を踏まえ、風力発電所の設置の工事業等を条例の対象に追加することが適当である。 <規模の要件> 出力0.75万kW以上1万kW未満

⑥ 大規模災害発生時の対応

東海地震、東南海地震等の大規模災害の発生に備え、条例の規定を適用除外とする対象として、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することが適当である。

< 参考 > 今後の環境影響評価制度の手続イメージ

※網掛けが現行制度
からの変更事項

